

## 平成22年度第4回宇都宮大学経営協議会議事要録

日 時 平成22年11月18日（木）10時30分～12時08分  
場 所 宇都宮大学本部第一会議室  
出席者 進村，飯村，角，増山，築，馬場，渡邊，石田，國友，岡田，渡邊，  
井本，茅野の各委員（高橋委員は，委任状提出）  
伊藤監事，塚本学長特別補佐

議事に先立ち，平成22年度第3回宇都宮大学経営協議会議事要録（案）を確認し，原案のとおり承認した。

### [議 題]

#### 1. 宇都宮大学役職員給与規程の改正について 資料1-1～1-5

学長から，資料1-1に基づき，宇都宮大学職員給与規程に関する改正（案）について説明があり，原則として国家公務員の給与に準拠するが，地域手当を凍結していることを考慮して4月遡及は行わないこととしたい旨の提案があった。

続いて，國友理事から，管理職手当及び大学院手当については，詳細な内容が現時点で不明のため，それぞれ人事院規則等の法令や国大協からの資料に則して改正することを含め，提案したいこととともに，資料1-2から1-5に基づき，国立大学法人宇都宮大学役員給与規程の一部を改正する規程（案）等について説明があり，審議の結果，原案のとおり承認した。

国立大学法人宇都宮大学役員給与規程の一部を改正する規程（案）	資料1-2
国立大学法人宇都宮大学職員給与規程の一部を改正する規程（案）	資料1-3
国立大学法人宇都宮大学非常勤職員（フルタイム職員）就業規則の一部を改正する規則（案）	資料1-4
国立大学法人宇都宮大学再雇用職員就業規則の一部を改正する規則（案）	資料1-5

（主な意見等）

- ・ 国家公務員に準拠する考え方は，他の大学法人でも同じなのか。  
（→準用通則法等に基づき，これまでも同様の扱いになっている。）
- ・ 職員のモチベーションにも影響が出るかと思うが。  
（→国家公務員の水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すことが閣議決定されており，独立行政法人等の役職員もこれに沿って見直すものであり，止むを得ない措置であると考えている。）

#### 2. 国立大学法人宇都宮大学と財団法人栃木県南地域地場産業振興センターとの産学官連携推進に係る協定書（案）について 資料2

馬場理事から，資料2に基づき，国立大学法人宇都宮大学と財団法人栃木県南地域地場産業振興センターとの産学官連携推進に係る協定書（案）について，協定書締結に至る経緯及び内容等について説明があり，審議の結果，原案のとおり承認した。

(主な意見等)

- ・協定締結は良いことである。栃木県南地域に限らず、県央、県北地域も協定に関係なく宇都宮大学と自由に関わりあえることと理解しているが。

(→ご意見のとおり。協定締結は、より相談を持ち掛けやすい環境を作り上げて行くという趣旨である。)

### 3. 地域産学官共同研究拠点整備事業に関する協定書(案)について 資料3

馬場理事から、資料3に基づき、地域産学官共同研究拠点事業に関する協定書(案)について、協定書締結に至る経緯及び内容等について説明があり、さらに、①協定書の締結日は、4月20日に遡及すること。②機器等の導入後の運営に要する資金は、機器の利用料収入で賄い、本学の全学的経費は支出しないこと。③協定書(案)において、会計処理上の文言修正の可能性があり、その対応は、学長又は担当理事に一任願いたい、旨の説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認した。

### 4. 国立大学法人宇都宮大学人権侵害の防止等に関する規程の一部を改正する規程(案)等について 資料4-1~4-7

國友理事から、資料4-1から4-7に基づき、国立大学法人宇都宮大学人権侵害の防止等に関する規程の一部を改正する規程(案)等について、ハラスメントを区分し、その意義を明確にすることによってハラスメントの防止につなげたい旨の改正の趣旨及びその内容について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

国立大学法人宇都宮大学人権侵害の防止等に関する規程の一部を改正する規程(案)	資料4-1
国立大学法人宇都宮大学職員就業規則の一部を改正する規則(案)	資料4-2
国立大学法人宇都宮大学非常勤職員(フルタイム職員)就業規則の一部を改正する規則(案)	資料4-3
国立大学法人宇都宮大学非常勤職員(パートタイム職員)就業規則の一部を改正する規則(案)	資料4-4
国立大学法人宇都宮大学再雇用職員就業規則の一部を改正する規則(案)	資料4-5
国立大学法人宇都宮大学職員不利益処分の手続きに関する規程の一部を改正する規程(案)	資料4-6
国立大学法人宇都宮大学事務組織職規程の一部を改正する規程(案)	資料4-7

## [報告事項]

### 1. 平成22年度補正予算について 口頭

学長から、平成22年度補正予算について、10月26日(火)に閣議決定され、本学関係では3事項が予算化される見通しである旨の報告があった。

- ・附属中学校屋内運動場改修(施設整備費)
- ・首都圏における食・生命・環境の複合型フィールド教育共同利用拠点形成事業のプロジェクトを推進するために必要な設備(設備整備費補助金)
- ・最先端林業機械技術者育成システム(設備整備費補助金)

続いて学長から、パブリックコメントの概要について報告があり、支援に対する謝辞があった。

2. 平成21年度に係る業務の実績に関する評価の結果について **資料5**  
渡邊理事から、資料5に基づき、平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果について報告があった。

3. 年度別非常勤講師時間数配分計画について **資料6**  
学務部長から、資料6に基づき、非常勤講師の見直しに伴う年度別非常勤講師時間数配分計画について報告があった。

4. その他

(1) 峰ヶ丘講堂利用規程について **資料**  
学長から、資料に基づき、峰ヶ丘講堂利用規程について、審議の際の意見等を反映し、10月21日付けで制定した旨の報告があった。

以 上